

武蔵野市ごみ集積所の設置、ごみ収集に係る運用等に関する基準 通称「ごみ収集ルール」 手引き

「武蔵野市ごみ集積所の設置、ごみ収集に係る運用等に関する基準」
(通称「ごみ収集ルール」)が令和6年7月1日から施行されました。



1 なぜ制定するか。

今までの市のルールを変更するものではなく、市民および事業者の皆様によりわかりやすく丁寧にお伝えすることを目的としてリニューアルしたものととなります。

まちづくり条例に基づく基準として「武蔵野市ごみ集積所等の基準」が策定されておりましたが、このたび、この基準の文言、記載を一部見直しました。

2 基準(ごみ収集ルール)の目的は？

- 1 「市民の皆様」にごみを排出する際のルールをわかりやすく理解していただくため。
- 2 市内の集合住宅、集客施設等を建築する「事業者の皆様」にごみ集積所を設置する際のルールを知っていただくとともに、わかりやすく理解していただくため。

3 基準(ごみ収集ルール)には何を書いてあるの？

- 1 市民向け ➡「ごみ収集に係る運用基準」
- 2 事業者向け ➡「ごみ集積所の設置基準」

この手引きで使う用語

※1 「まちづくり条例」「まち条」

➡武蔵野市まちづくり条例(平成20年9月武蔵野市条例第39号)

※2 「美化条例」

➡武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例
(平成4年12月武蔵野市条例第46号)

※3 「開発事業」・・・①「大規模開発事業」、②「一般開発事業」



特に見ていただきたいページ

事業者の方・・・P2・3、P4～P6

市民の方・・・P2・3、P6～P8

「ごみ収集ルール」の全体概要

設置基準と
運用基準
の2本立て



ごみ集積所を設置する事業者の方は、「設置基準」を守ってください。

設置基準等

第3条

「ごみ集積所の設置基準」

- ①開発事業の集合住宅
- ②4戸以上の集合住宅

第4条

第3条の「準拠」

- ③ ①及び②以外の集合住宅
(例:3戸の集合住宅)

運用基準

第5条、第6条

「ごみ収集に係る運用基準」

市のごみ収集を利用する市民の方等は「運用基準」を守る義務があります。

設置基準等(第3条・第4条)

⇒「市が正しく収集できるようごみ集積所を設置する」ルールをまとめたもの

対象⇒集合住宅、集客施設等を建築する事業者
内容⇒「ごみ集積所を設けるときの面積と容積の基準」など

運用基準(第5条・第6条)

⇒美化条例第8条に基づき、市民の方の義務である「市長の指示する方法」を明示したもの。

対象⇒全市民、市のごみ収集を利用する事業者
内容⇒「ごみは午前9時までに出すこと。」

「ごみ集積所・ごみ置き場所に施錠はしないこと。」など

P3・4～P7へ

P3・8～P10へ



実際の条文とその解説

(趣旨)

第1条 ごみの収集を円滑かつ適正に行い、資源が循環して利用される都市づくりに資するため、ごみ集積所の設置基準、ごみ収集に係る運用基準等を定めるものとする。



解説→この基準を設ける趣旨が示されています。

「ごみ収集ルール」の大きな目的が
「ごみの収集を円滑かつ適正に行い、資源が
循環して利用される都市づくりに資するため」
であることを最初に掲げています。



(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ（事業者が排出するものを除く。）、資源ごみ及び危険・有害ごみをいう。
- (2) 集合住宅居住者等 武蔵野市（以下「市」という。）の区域内の集合住宅（武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（平成4年12月武蔵野市条例第46号。以下「条例」という。）第18条第1項の集合住宅をいう。以下同じ。）に居住し、又は当該住宅の管理若しくは所有をする者をいう。
- (3) 建築者等 条例第18条第1項に規定する建築者及び武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号）第2条第1項第7号の開発事業を行う者をいう。
- (4) ごみ集積所 次のア及びイに掲げる施設におけるごみを排出する場所をいう。
 - ア 共同住宅又は長屋
 - イ 不特定かつ多数の者が利用する用途に供する建築物
- (5) ごみ置き場所 一戸建て住宅におけるごみを排出する場所をいう。

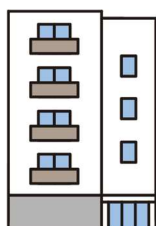


解説→この基準の言葉の定義が示されています。

何度も出る言葉を最初に明示し、より分かりやすいものとするねらいがあります。

(4)ごみ集積所の例

アパート・マンション・集客施設



3

(5)ごみ置き場所

一戸建て住宅



設置基準



(ごみ集積所の設置基準)

第3条 条例第18条第1項並びに武蔵野市まちづくり条例第52条及び別表第2の7の部に基つくごみ集積所（以下「特定ごみ集積所」という。）に係る設置基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定ごみ集積所を設置する建築物（以下この条及び第5条において「建築物」という。）の敷地内の地上部分に設置すること。
- (2) ごみを収集する車両（以下「収集車両」という。）が容易に横付けできる場所に設置すること。この場合において、横付けする道路に防護柵、歩道等が設置されているときは、当該防護柵の一部の撤去、歩道の切下げ等の措置を建築者等の負担で行うものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、特定ごみ集積所に収集車両を横付けできないときは、ごみを収集することに支障が生じない十分な空間を当該ごみ集積所の周辺に確保すること。
- (4) 建築物の敷地内の奥まった場所に設置する場合には、当該敷地内に収集車両が乗り入れることができることとし、かつ、当該敷地内において収集車両が転回できる十分な空間を確保すること。この場合において、当該敷地の出入口にゲート等を設けるときは、3メートル以上の高さを確保すること。
- (5) まちの美観及び清潔さが保たれるように設置すること。
- (6) 鳥獣による被害及び不法投棄を防止する対策を施した構造とすること。
- (7) 建築物が住戸と事務所又は事業所とを併せて有する場合は、家庭系ごみ（当該住宅における日常生活に伴って生じたごみをいう。）と事業系ごみ（当該事務所又は事業所における事業活動に伴って生じたごみをいう。）とを明確に区別して排出できるよう、特定ごみ集積所を設置すること。
- (8) 特定ごみ集積所を建物内に設置する場合は、幅1メートル以上かつ高さ1.8メートル以上の開口部を設けること。
- (9) 建築者等は、ごみの収集時間（午前9時からごみの収集が完了するまでの時間をいう。以下同じ。）の間、特定ごみ集積所を開錠しなければならないことを考慮して、特定ごみ集積所の設計及び建築を行うこと。
- (10) 建築者等は、建築物を管理する会社等に第5条の運用基準その他の市の施策について、周知を図ること。

2 ごみ集積所の面積及び容積の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯用住戸 一戸につき0.2平方メートル以上かつ120リットル以上
- (2) 単身用住戸 一戸につき0.1平方メートル以上かつ60リットル以上
- (3) 事務所又は事業所 一事務所又は一事業所につき0.2平方メートル以上かつ120リットル以上

🔍 解説➡第3条は、ごみ集積所の設置基準であり、美化条例とまちづくり条例に基づいています。
次の条例の「下線の基準」=「この条」=「ごみ集積所の設置基準」を意味します。

美化条例第18条第1項（一部抜粋）

集合住宅又は集客施設を建築しようとする者は、市長が別に定める基準に従い、廃棄物の保管場所及び保管設備を、当該集合住宅若しくは集客施設又はその敷地内に設置するよう努めなければならない。

まち条第52条

開発事業を行う者は、当該開発事業において、別表第2に定める基準に従い、施設の整備等を行わなければならない。

まち条別表第2（一部抜粋）

7 ごみ集積所 市長が別に定める基準により、ごみ集積所を設置するよう努めること。

つまり、「設置基準」は、条例に基づく重要な記載となります。

1(1)(2)(3)(4)・・・

ごみ集積所を設置するときのキーワードは、

「地上」 + 「収集車両が横付けできる」 + 「十分な空間」



1(5)・・・「美観」 + 「清潔」を保つ「ごみ集積所」である必要があります。

1(6)・・・「不法投棄」「鳥獣被害」を防止する対策が必要です。



👉 看板の設置

※ごみ総合対策課で貸出し可



👉 防犯カメラの設置



👉 ふた付きのもの
(鳥獣被害対策)

1(7)・・・「住戸」と「事務所・事業所」が混在する建築物は、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」の両方が排出されるため、明確に区別して排出できるようなごみ集積所にする必要があります。

1(8)・・・ごみ集積所は収集しやすいように広めの開口部の設置が求められます。

1(9)・・・午前9時からごみの収集が完了するまでは、ごみ集積所は開錠の必要があります。

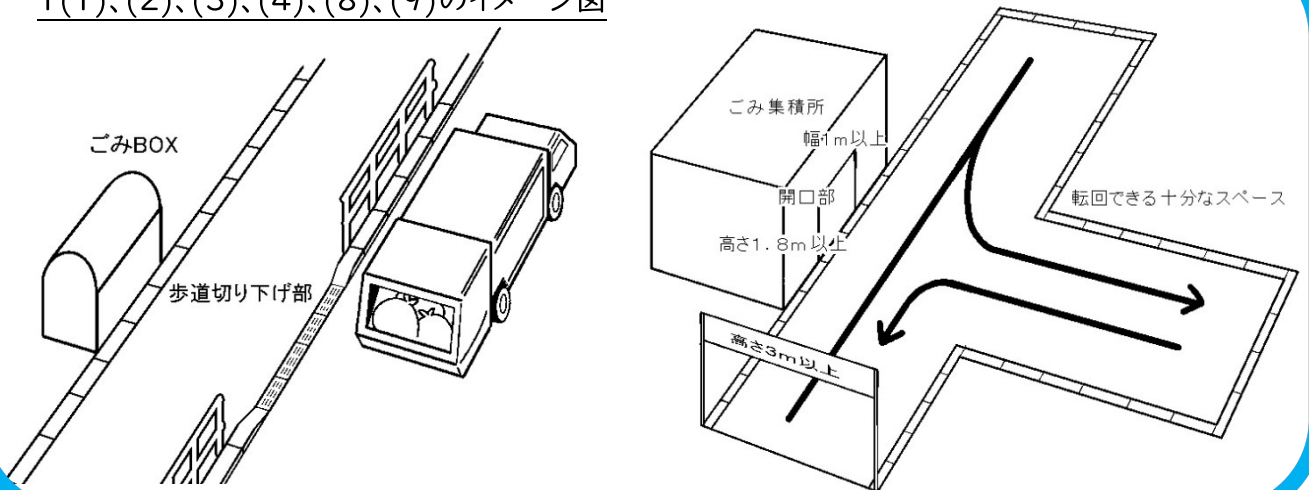
開錠してもらうために、収集員が電話をする等の対応はできません。

1(10)・・・「建築」する事業者➡「管理」する事業者へ

ごみに係る市の施策（第5条「運用基準」など）を周知



1(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)のイメージ図



2・・・ごみ集積所を設置するときは、ごみが溢れることのないように設置する必要があります。

基準は最低限の数値で、余裕のある大きさのごみ集積所の設置をお願いしています。

一戸(世帯)	一戸(单身)	事務所・事業所
0.2 m ² ・120ℓ	0.1 m ² ・60ℓ	0.2 m ² ・120ℓ

例) 10戸・世帯(0.2 m²・120ℓ) ⇒ 10×0.2 m²(120ℓ)=2 m²(1,200ℓ)

5戸・单身(0.1 m²・60ℓ) ⇒ 5×0.1 m²(60ℓ)=0.5 m²(300ℓ)

5事業所(0.2 m²・120ℓ) ⇒ 5×0.2 m²(120ℓ)=1 m²(600ℓ)

これらが一つの建物にある場合は・・・3.5 m²(2,100ℓ)



基準を満たした「面積」かつ「容積」
のごみ集積所が必要です。

※例の場合は3.5 m²、2,100ℓ以上のごみ集積所

コラム

不法投棄は犯罪です。

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条により「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされ、また同法第25条により「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金」とされています。

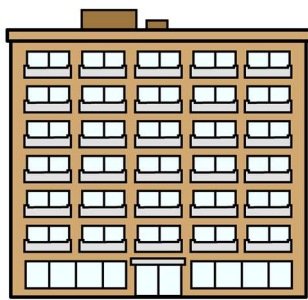
不法投棄を発見した場合は警察に連絡



第4条 特定ごみ集積所以外のごみ集積所を設置する者は、当該設置にあたり、前条の設置基準を準用するよう努めるものとする。

 解説⇒戸数が少ないアパート等のごみ集積所であっても、第3条の「設置基準」を守るよう努める必要があることを記載しています。

どちらも「設置基準」を守る必要がある。



第3条



第4条

運用基準



(ごみ収集に係る運用基準)

第5条 条例第8条第1項に基づくごみ収集に係る運用基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 市によるごみの収集を利用する場合は、環境部ごみ総合対策課に提出するときは当該利用する日の2開庁日前までに、武蔵野市の各市政センターに提出するときは当該利用する日の4開庁日前までに、条例で定めるごみ収集届出書により届け出るものとする。ごみ集積所又はごみ置き場所の位置を変更する場合も、同様とする。
 - (2) 前号の規定による届出において、ごみ集積所又はごみ置き場所の位置は、当該届出に係る占有地内において1箇所のみとすること。
 - (3) ごみの排出にあたっては、収集員が速やかに収集することができる状態にしたうえで、定められた収集日の午前9時までに第1号の規定により届け出たごみ集積所又はごみ置き場所に排出すること。この場合において、当該届出と異なる箇所にゴミが排出されていると判断し、ごみの収集を行わなかったときは、このことにつき市は責任を負わない。
 - (4) ごみの収集時間の間は、ごみ集積所又はごみ置き場所の開錠をすること。
- 2 集合住宅居住者等は、建築物にごみの排出及び管理に関する責任者等を定め、市からの連絡、指導等に対応ができる体制を構築するものとする。
 - 3 前項の責任者等は、入居者にごみの排出に関するルールを守ることを促し、ごみの分別及びごみの減量の指導に努めるものとする。
 - 4 条例第8条第1項の市長の指示する方法として、武蔵野市ごみ便利帳を作成し、市民に周知を図るものとする。



解説➡第5条は、市のごみ収集を利用する全市民向けの「ごみ収集にかかる運用基準」です。

美化条例に基づいて設置します。

次の条例の下線の「市長の指示する方法」＝「この条」＝「運用基準」です。



美化条例第8条第1項（一部抜粋）

市民は、一般廃棄物については分別して、容器に収納し、その容器又は粗大ごみを所定の場所に持ち出す等市長の指示する方法に従わなければならない。

つまり、「運用基準」は、条例に基づき義務付けられる重要な記載となります。

(1)・・・ごみの収集を利用する市民の方（戸建て住宅に居住する方）が、新しくごみ置き場所を設置した場合、位置の変更をする場合、全員「ごみ収集届出書」を提出する必要があります。

※ただし、戸別収集が始まる前から居住している場合は、提出していない可能性があります。

➡提出先がごみ総合対策課の場合は2開庁日前、市政センターの場合は4開庁日前までに市に提出する必要があります。

(2)・・・ごみを排出する場所

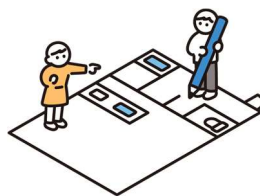
「占有地内に1箇所」

(3)(4)・・・ごみを出すルールを記載

「午前9時まで」

「届出をした場所に排出」

「（収集が終わるまで）開錠」



第2号様式（第14条の2、第16条関係）
武蔵野市長 殿

見本 20××年3月20日

届出者 住所 武蔵野市神代2-2-8
氏名 武蔵野光子
電話番号 0422-51-5131
（事業者にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ごみ収集届出書（新規・変更）

武蔵野市廃棄物の処理・再利用と適正処理及びその美化に関する条例施行規則第14条の2又は第16条の規定により、次のとおり届出を行います。

1. ごみ置き場の居住者、事業者、集合住宅又は敷地等の情報

氏名又は事業者名	同上		
住所	武蔵野市	同上	丁目 番 号
集合住宅等の名称	同上		
区分	同上	区分	（例）集合住宅、集合住宅、集合住宅
20××年4月1日	20××年4月1日	20××年4月1日	20××年4月1日

2. ごみ置き場の見取り図

ごみ置き場と敷地内の建物、道路等の関係、日印等との位置関係が分かるように図面に記入してください。ごみ置き場は敷地内に設置してください。

3. 武蔵野市の委託業者が所定し、利用してごみ置き場を設置します。不在の場合は、届出者の電話番号にご連絡いたします。

4. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

5. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

6. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

7. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

8. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

9. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

10. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

11. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

12. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

13. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

14. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

15. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

16. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

17. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

18. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

19. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

20. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

21. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

22. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

23. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

24. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

25. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

26. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

27. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

28. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

29. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

30. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

31. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

32. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

33. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

34. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

35. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

36. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

37. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

38. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

39. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

40. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

41. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

42. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

43. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

44. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

45. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

46. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

47. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

48. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

49. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

50. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

51. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

52. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

53. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

54. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

55. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

56. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

57. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

58. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

59. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

60. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

61. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

62. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

63. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

64. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

65. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

66. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

67. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

68. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

69. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

70. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

71. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

72. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

73. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

74. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

75. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

76. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

77. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

78. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

79. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

80. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

81. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

82. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

83. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

84. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

85. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

86. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

87. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

88. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

89. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

90. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

91. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

92. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

93. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

94. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

95. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

96. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

97. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

98. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

99. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

100. ごみ置き場の設置後、ごみの収集が開始されます。ごみの収集が開始されます。

2・3・・・アパート・マンション等にお住まいの方は、ごみに関する責任者

等を定めていただき、市からの連絡、指導等に対応できる体制を整えていただく必要があります。

この責任者は入居者に対して、ごみの分別、減量等の指導を行います。

4・・・ごみの捨て方等の周知のため、「武蔵野市ごみ便利帳」を作成しています。条例で定める「市長の指示する方法」として、市から市民の皆様にお伝えしている内容になります。

?

コラム

いつも排出している場所から少しでも離れていると、ごみとして出されたものなのか、持っていったのか、収集員の方は悩めます。

そのために、届出を受け取った後、直接現地を確認し、1か所に定めています。

市内全域の速やかで確実なごみ収集のため、届出書にあるごみ置き場所に排出をお願いします。



(汚泥の取扱基準)

第6条 市は、共同住宅若しくは長屋又は不特定かつ多数の者が利用する用途に供する建築物に設置されているディスポーザ設備の残さ物について、次に掲げる要件を満たす場合は、武蔵野クリーンセンターで燃やすごみとして処理するものとする。

- (1) ディスポーザ設備の排水処理システムの引抜汚泥で、ケーキ化（濃縮された状態をいう。）をし、含水率 50 パーセント未満に乾燥されたもの
- (2) 当該共同住宅等としての 1 回当たりの排出量が 30 キログラム以下で、収集日及び排出方法について事前に市に連絡があったもの



解説⇒クリーンセンターで燃やすごみとして処理するディスポーザ設備の残さ物の基準を示しています。